



お知らせ

国民健康保険税の一部改正

伊奈庁舎国保年金課

☎ 58・2111 (内線4404)

国の税制度改正に合わせ、左表のとおり国民健康保険税(以下「国保税」)の改正を行いました。

◆税額の算出方法

国保税は、「医療保険分」「後

■軽減基準額の引き上げ

	改正前	改正後
7割軽減基準額	33万円	33万円 ※変更なし
5割軽減基準額	33万円 + 28万円 × 国保加入者数	33万円 + 28.5万円 × 国保加入者数
2割軽減基準額	33万円 + 51万円 × 国保加入者数	33万円 + 52万円 × 国保加入者数

■課税限度額の引き上げ

	改正前	改正後
医療保険分	61万円	63万円
後期高齢者支援金分	19万円	19万円 ※変更なし
介護保険分	16万円	17万円

等割」と「平等割」がそれぞれ7割、5割、2割の割合で軽減されます。今回の改正では、5割と2割の軽減基準額をそれぞれ引き上げました。

【改正2】課税限度額の引き上げ

国保税には課税の上限額(課税限度額)が定められています。今回の改正では、医療保険分と介護保険分の限度額を引き上げました。

加入世帯の合計所得が一定額以下の場合、所得に応じて「均

加入世帯の合計所得が一定額以下の場合、所得に応じて「均



介護マークをご利用ください

福 社 伊奈庁舎介護福祉課

☎ 58・2111 (内線4306)

認知症の方などの介護は、周囲の方から見ると介護していることが分かりにくいいため、誤解や偏見を持たれることがあります。そこで市では、介護する方が介護中であることを周囲の方に理解してもらうために「介護マーク」を作成し、配布しています。

■こんなときにご利用ください

- 介護していることをさりげなく周囲に知ってもらいたいとき
- 外出先のトイレで付き添うとき
- 男性介護者が女性用下着を購入するとき
- ▼対象者：市内在住で認知症などの高齢者や障がいのある方



配布している「介護マーク」

- ▼配布場所
- 市役所介護福祉課
- 市社会福祉協議会(きらくやますこやか福祉館内)
- 市地域包括支援センター
- ・いなほの里(長渡呂新田840)
- ・ぬくもり荘(古川1046)
- ・雅荘(福岡1199)



「高齢者の皆さんへ」お困りのことはありませんか

福 社 市包括支援センター(伊奈庁舎内)

☎ 57・0203

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で外出の機会が減ったり、気持ちが落ち着かない日々が続いていたと思います。

また今後、高齢者世帯を対象に実態把握を目的として、職員がご自宅に訪問いたします。その際は、ご協力をお願いします。

例えば、
○外に出る機会が減り、歩けなくなってきた。
○物忘れが進んできている気がする。
○頼んでいないものが届いたけど...

【地区の相談窓口】
◎豊・谷井田・三島・東
☎ 57・1227 【いなほの里】
◎十和・谷和原・小絹・みらい平
☎ 52・1280 【ぬくもり荘】
◎福岡・小張・板橋
☎ 20・5525 【雅荘】



健康(国民健康保険)保険証更新のお知らせ

福 社 伊奈庁舎国保年金課

☎ 58・2111 (内線4403)

現在お使いの「国民健康保険被保険者証」の有効期限は、7月31日(金)までとなっています。新しい被保険者証は、7月末までに加入者全員分をまとめて、世帯主宛に郵送します(特定記録郵便)。お手元に届いたら記載内容をご確認いただき、8月1日(土)からは新しい被保険

者証で受診してください。郵送を希望しないなど、被保険者証を窓口で受け取りたい方は、国保年金課までご連絡ください。
※70歳以上75歳未満の方には、自己負担割合が記載された「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を送付します。